

# 雇用仲介事業者<sup>※</sup>を安心して利用するために

## ※職業紹介事業者・募集情報等提供事業者



急に退職者が出て  
しまった・・・  
配置基準もあるし、  
急いで採用しなくては

# STOP ちょっと待った!

焦って利用すると、  
トラブルが生じる可能性が高くなります。  
特に、以下のような点にご注意ください。

## ! 利用する前に必ず確認しましょう

人材を紹介・リコメ  
ンドしてくれるとい  
うメール(FAX)が届  
いた「ちょうどよか  
った! 利用してみ  
ようかな」



・厚生労働省の認定する  
適正な紹介事業者か

[認定制度ホームページ](#)▶



・職業紹介手数料の  
全国平均

[厚生労働省ホームページ](#)▶



・実績がある紹介事業者か、  
紹介実績のうち  
離職者は何人か

[人材サービス総合サイト](#)▶



・利用料金はいくらなのか

「比較してみたけど、  
A社が一番安い。  
A社で決まり!」



## ! 契約内容を詳しく確認しましょう

・早期退職の場合手数料の返還があるか等、具体的な規定を確認しましょう。

・無料で掲載される求人広告には、一定期間が過ぎると有料に切り替わる契約のものがあります。

・また、契約の中には高額な違約金条項が設けられているものもあります。違約金の金額や発生条件についてよく確認しましょう。



「離職要因は  
これだったの  
か! さっそく、  
改善だ!」

## ! 離職要因分析、 職場定着の取り組みをしましょう

・離職原因の分析なしに新規求職者を採用した場合、過去にあった例と同じ理由で離職する場合があります。離職した場合であっても利用料金の負担がありますので、自社の離職要因を分析し、職場定着の取組を行いましょう。

雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)の利用によるトラブルは、都道府県労働局の『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』までご相談ください。

